

研究活動の不正行為への対応 に関する指針(案)について

- 研究活動の不正行為への対応の指針について(概要)……………P 1
- 『研究活動の不正行為への対応に関する指針(案)』
 に対して寄せられたご意見について……………P 2
- 研究活動の不正行為への対応に関する指針(案)……………P 3

(参考資料)

- 研究上の不正に関する適切な対応について
 〔平成18年2月28日総合科学技術会議〕……………P20

研究活動の不正行為への対応の指針について（概要）

I. 経緯及び目的

平成18年2月28日『「研究上の不正に関する適切な対応について」に関する意見』（総合科学技術会議）に基づき、厚生労働省並びに所管の研究機関及び資金配分機関における研究活動の不正行為への対応について示すもの。

II. 対象となる不正行為

厚生労働省の競争的資金等（厚生労働科学研究費補助金等）による研究成果におけるデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用が対象。

III. 対応に関する概要

1. 告発から調査まで

- (1) 研究機関及び資金配分機関（厚生労働省を含む）は不正に関する告発の受付窓口を設置。
- (2) 原則として被告発者が所属する研究機関が調査機関となる。
- (3) 調査機関は、告発内容の予備調査により本調査が必要と判断した場合は、調査機関に属さない者を含む調査委員会を設置し、委員会は各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請等により本調査を実施。
- (4) 被告発者に対しては、弁明及び調査内容の不服申立ての機会を与える。

2. 調査の結果不正行為と認定された場合の措置

- (1) 厚生労働省に措置を検討する委員会を設置して、研究上の不正の被認定者に対する措置を検討。 資金配分機関は委員会の検討結果に基づき措置。
- (2) 研究機関は、被認定者について内部規定に基づき適切な対処を行う。

3. 措置の対象者

- (1) 不正行為に関与したと認定された者。
- (2) 不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者。

4. 措置の内容

- (1) 競争的資金等の打ち切り、競争的資金等の返還、応募中の課題の不採択等。
- (2) 厚生労働省所管の全ての競争的資金等の応募等を制限。
 - 制限期間は不正行為の重大性等に応じて措置を検討する委員会が決定
 - ・ 3. 措置の対象者の（1）の該当者・・・認定年度の翌年度以降2～10年
 - ・ 3. 措置の対象者の（2）の該当者・・・認定年度の翌年度以降1～3年

IV. 今後の予定

平成19年3月中に平成19年度の厚生労働科学研究費補助金取扱規程等に反映。

「研究活動の不正行為への対応に関する指針(案)」に関する意見の募集
 に対して寄せられたご意見について

平成19年3月14日
 厚生労働省大臣官房
 厚生科学課

「研究活動の不正行為への対応に関する指針(案)」について、平成18年1月10日～2月8日までご意見を募集したところ、3件のご意見をいただきました。

お寄せいただきましたご意見等と、それらに対する当省の考え方について、別紙のとおり取りまとめましたので、ご報告申し上げます。なお取りまとめの都合上、いただいたご意見等は適宜整理集約し、またパブリックコメントの対象となる事項についてのみ、考え方を示させていただきます。

今回御意見をいただきました方々のご協力に、厚くお礼申し上げます。

意見の概要	意見に対する考え方	件数
<p>1. 論文はその機関の製品とみなし、製品品質管理の手法(抜き取り検査)を導入する。具体的には、その機関が出した年間の論文の中から無作為に抽出した論文について、そのデータの信頼性について生データを踏まえて検証する。</p> <p>2. 世界中の過去の不正論文に関する詳細なデータベースの作成とWEBでの公開をお願いしたい。</p>	<p>本指針は、競争的資金等に係る研究活動の不正行為に対して、厚生労働省より研究資金の配分を受ける研究機関等が適切に対応するため、それぞれの機関が整備すべき事項等について示すものです。</p> <p>1. について 論文等の研究成果については本来、研究者の自己規律と、研究者コミュニティ全体による厳正な吟味・評価により、適切な管理を行うべきものと考えられます。 さらに、具体的な疑いが生じていない研究活動に対して、不正行為を含むかについて調査し、正確に判定することは、一般的に調査機関にとって多大な負担となり、現実的ではないと考えられます。 このため、ご指摘の点については、本指針に規定することは考えておりません。</p> <p>2. について ご指摘の不正論文に関するデータベースの作成及びWEBでの公開については、今回の意見募集の趣旨とは異なります。</p>	1
<p>「実験動物の福祉」に関しての規定も入れるべき。具体的には動物愛護法に定められた3Rの遵守を義務づける規定をするべきである。</p>	<p>本指針では、データや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用を対象としており、実験動物の福祉については、別途「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針」(平成18年6月1日)等が定められております。</p>	1
<p>その他本指針の策定に関わらない事項</p>		
		1

研究活動の不正行為への対応に関する指針（案）

I 本指針の目的

平成18年2月28日、総合科学技術会議において「研究上の不正に関する適切な対応について」が決定された。当該決定では、研究費の提供を行う府省及び資金配分機関は、不正が明らかになった場合の研究費の取扱いについてあらかじめ明確にすること及び研究費の配分先となる研究機関に対し、研究上の不正行為に関する規定の整備等の所要の措置を講ずるよう求めることが必要とされている。

本指針は、このような背景を受けて競争的資金等に係る研究活動の不正行為に、厚生労働省本省並びに厚生労働省所管の独立行政法人、国立試験研究機関及び国立高度専門医療センター等の資金配分機関、研究機関が適切に対応するため、それぞれの機関が整備すべき事項等について指針を示すものである。各機関においては、本指針に沿って、研究活動の不正行為に対応する適切な仕組みを整えることが求められる。また、各競争的資金等を所管する課及び厚生労働省所管の国立試験研究機関、国立高度専門医療センター及び独立行政法人においては、本指針を実効あるものとするため、競争的資金等の公募要項や取扱規程、委託契約書等に本指針の内容を反映させることとする。

II 研究活動の不正行為等の定義

1 対象となる不正行為

本指針の対象となる研究活動は、厚生労働省が所管する競争的資金並びに国立高度専門医療センターが所管する委託費及び助成金を活用した研究活動であり、本指針の対象となる不正行為は、論文作成及び結果報告におけるデータ、情報、調査結果等の捏造、改ざん及び盗用に限られる。なお、根拠が示されて故意によるものではないと明らかにされたものは不正行為には当たらない。

(1) 捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

(2) 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって

得られた結果等を真正でないものに加工すること。

(3) 盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。

2 対象となる競争的資金等

本指針における「競争的資金等」とは、「資金配分主体が、広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による、科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金」として、内閣府において「競争的資金」と整理されている研究資金のうち厚生労働省所管のもの及びそれに類似する競争的要素を有するものであり、当面以下に掲げるものとする。これに変更があった場合には、その都度明示するものとする。

- ① 厚生労働省において競争的資金の範疇に数え上げられているもの、すなわち、厚生労働科学研究費補助金及び独立行政法人医薬基盤研究所所管の保健医療分野における基礎研究推進事業。
- ② その他、課題採択過程において競争的な要素を有するもの、すなわち、国立高度専門医療センター所管の委託費及び助成金。

3 対象となる研究者及び研究機関

本指針の対象となる研究者は、上述の競争的資金等の配分を受けて研究活動を行っている研究者である。また、本指針の対象となる研究機関は、それらの研究者が所属する機関、又は対象となる競争的資金等を受けている機関であり、厚生労働省の施設等機関、地方公共団体の附属試験研究機関、学校教育法に基づく大学及び同附属試験研究機関、民間の研究所（民間企業の研究部門を含む。）、研究を主な事業目的としている民法第34条の規定に基づき設立された公益法人等、研究を主な事業目的としている独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条の規定に基づき設立された独立行政法人等が該当し、これらを本指針では単に「研究機関」という。

4 対象となる資金配分機関

本指針の対象となる資金配分機関は、厚生労働省本省、国立医薬品食品衛生研究所、国立保健医療科学院、国立がんセンター、国立循環器病センター、国立精神・神経センター、国立国際医療センター、国立成育医療センター、国立長寿医療センター及び独立行政法人医薬基盤研究所であり、これらを本指針では、単に「資金配分機関」という。

Ⅲ 告発等の受付

1 告発等の受付体制

- ① 研究機関及び資金配分機関（以下Ⅲ及びⅣにおいて「研究機関等」という。）は、研究活動の不正行為に関する告発等を受け付ける窓口（以下「受付窓口」という。）を各々設置するものとする。なお、このことは必ずしも新たに部署を設けることを意味しない。
- ② 研究機関等は、設置する受付窓口について、その名称、場所、連絡先、受付の方法などを定め、機関内外に周知する。
- ③ 研究機関等は、告発者が告発の方法を書面、電話、FAX、電子メール、面談など自由に選択できるように受付窓口の体制を整える。
- ④ 研究機関等は、告発等の受付や調査・事実確認（以下単に「調査」という。）を担当する者が自己との利害関係を持つ事案に関与しないよう取り計らうものとする。
- ⑤ 告発等の受付から調査に至る体制について、研究機関等はその責任者として例えば理事、副学長等適切な地位にある者を指定し、必要な組織を構築して企画・整備・運営する。また、これらに係る内部規程を定め、公表する。

2 告発等の取扱い

- ① 告発は、書面、電話、FAX、電子メール、面談などにより、研究機関等の受付窓口に直接行われるべきものとする。
- ② 原則として、告発は、顕名により行われ、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的合理的理由が示されているもののみを受け付ける。
- ③ ②にかかわらず、匿名による告発があった場合、研究機関等は告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- ④ 告発を受けた研究機関等が調査を行う研究機関等に該当しないときは、Ⅳ1により調査を行う研究機関等に当該告発を回付する。回付された研究機関等は当該機関に告発があったものとして当該告発を取り扱う。また、Ⅳ1により、告発があった研究機関等に加え、他にも調査を行う研究機関等が想定される場合は、告発を受けた研究機関等は該当する機関に当該告発について通知する。
- ⑤ 郵送等による書面での告発など、受付窓口が受け付けたか否かを告発者が知りえない方法による告発がなされた場合は、研究機関等は告発者（匿名の告発者を除く。ただし、調査結果が出る前に告発者の氏名が判明した場合は、以後、顕名による告発者として取り扱う。以下同じ。）に受け付けたことを通知する。
- ⑥ 報道や学会等の研究者コミュニティにより不正行為の疑いが指摘された場合は、不正行為を指摘された者が所属する研究機関に匿名の告発があった場合に準じて取り扱うものとする。
- ⑦ 告発の意思を明示しない相談については、相談を受けた機関はその内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認められた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認するものとする。これに対して告発の意思表示がなされない場合にも、当該研究機関等の判断で当該事案の調査を開始することができる。

- ⑧ 不正行為が行われようとしている、あるいは不正行為を求められているという告発・相談については、当該告発・相談を受けた研究機関等はその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被告発者に警告を行うものとする。ただし、当該告発・相談を受けた研究機関等が、被告発者の所属する機関でないときは、当該研究機関等は被告発者の所属する機関に事案を回付することができる。被告発者の所属する機関でない研究機関等が警告を行った場合は、当該研究機関等は被告発者の所属する機関に警告の内容等について通知する。

3 告発者・被告発者の取扱い

- ① 告発を受け付ける場合、個室で面談したり、電話や電子メールなどを窓口の担当職員以外は見聞できないようにしたりするなど、告発内容や告発者（前記2⑦及び2⑧における相談者を含む。以下、3において同じ。）の秘密を守るため適切な方法を講じなければならない。
- ② 研究機関等は、受付窓口寄せられた告発の告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底する。
- ③ 調査事案が漏洩した場合、研究機関等は調査中かどうかにかかわらず必要に応じて調査事案について公に説明することができる。
- ④ 研究機関等は、悪意（被告発者を陥れるため、あるいは被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。以下同じ。）に基づく告発を防止するため、告発は原則として顕名によるもののみ受け付けることや、告発には不正とする科学的合理的理由を示すことが必要であること、告発者に調査に協力を求める場合があること、調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、氏名の公表や機関の内部規定に基づく処分等がありうることを所属する研究者にあらかじめ周知する。
- ⑤ 研究機関等は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に告発者に対し、解雇や配置転換、懲戒処分、降格、減給等を行ってはならない。
- ⑥ 研究機関等は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を全面的に禁止したり、解雇や配置転換、懲戒処分、降格、減給等を行ったりしてはならない。

IV 告発等に係る事案の調査

1 調査を行う機関

- ① 研究機関に所属する（どの研究機関にも所属していないが専ら特定の研究機関の施設・設備を使用して研究する場合を含む。以下同じ。）研究

者に係る研究活動の不正行為の告発があった場合、原則として、当該研究機関が告発された事案の調査を行う。

- ② 被告発者が複数の研究機関に所属する場合、原則として被告発者が告発された事案に係る研究を主に行っていた研究機関を中心に、所属する複数の機関が合同で調査を行うものとする。ただし、中心となる機関や調査に参加する機関については、関係機関間において、事案の内容等を考慮して別の定めをすることができる。
- ③ 被告発者が所属する研究機関と異なる研究機関で行った研究に係る告発があった場合、所属する研究機関と研究が行われた研究機関とが合同で、告発された事案の調査を行う。
- ④ 被告発者が、告発された事案に係る研究を行っていた際に所属していた研究機関を既に離職している場合、現に所属する研究機関が、離職した研究機関と合同で、告発された事案の調査を行う。被告発者が離職後、どの研究機関にも所属していないときは、告発された事案に係る研究を行っていた際に所属していた研究機関が、告発された事案の調査を行う。
- ⑤ 上記①から④によって、告発された事案の調査を行うこととなった研究機関は、被告発者が当該研究機関に現に所属しているかどうかにかかわらず、誠実に調査を行わなければならない。
- ⑥ 被告発者が、調査開始のとき及び告発された研究を行っていたときの双方の時点でいかなる研究機関にも所属していなかった場合や、調査を行うべき研究機関による調査の実施が極めて困難であると、告発に係る研究に対する研究費を配分した資金配分機関又は厚生労働省本省が特に認めた場合は、当該研究機関の同意を得て、当該資金配分機関又は厚生労働省本省が調査を行う。この場合、当該研究機関は、当該資金配分機関から協力を求められたときは、誠実に協力しなければならない。
- ⑦ 研究機関は、他の研究機関や学協会等の研究者コミュニティに、また、資金配分機関は告発された研究の分野に関連がある研究機関や学協会等の研究者コミュニティに、調査を委託することもしくは調査を実施する上での協力を求めることができる。このとき、Ⅲ 3 ①から③及びⅣは委託されたもしくは調査に協力する機関等に準用されるものとする。

2 告発等に対する調査体制・方法

各研究機関等は、調査の具体的な進め方について、この項を参考に、各研究機関等の実情等に応じて適切に定めるものとする。

(1) 予備調査

- ① Ⅳ 1 によって調査を行う研究機関等（以下、「調査機関」という。）は、告発を受付けた後速やかに、告発された行為が行われた可能性、告発の際示された科学的合理的理由の論理性、告発された研究の公表から告発までの期間などの告発の合理性、調査可能性等について予備調査を行う。期間の合理性を判断する際には、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬など研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の

特性に応じた合理的な保存期間、あるいは被告発者が所属する研究機関が定める保存期間が、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間あるいは被告発者が所属する研究機関が定める保存期間を超えるか否かなどを配慮するものとする。調査機関は、以下(2)②の調査委員会を設置して予備調査に当たらせることができる。

- ② 告発等がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発等に係る予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯・事情を含め、不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。
- ③ 調査機関は、予備調査の結果、告発された事案が本格的な調査をすべきものと判断した場合、本調査を行う。調査機関は告発を受け付けた後、概ね30日以内に本調査を行うか否か決定するものとする。
- ④ 本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに告発者に通知するものとする。この場合、調査機関は予備調査に係る資料等を保存し、資金配分機関や告発者の求めに応じ開示するものとする。

(2) 本調査

① 通知・報告

- ア) 本調査を行うことを決定した場合、調査機関は、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。被告発者が調査機関以外の機関に所属している場合は、これに加え当該所属機関にも通知する。告発された事案の調査に当たっては、告発者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないよう周到に配慮する。
- イ) 調査機関が研究機関であるときは、当該調査機関は当該事案に係る研究に配分された競争的資金等の配分機関に本調査を行う旨通知する。当該資金配分機関が厚生労働省本省でないとき(国立試験研究機関及び国立高度専門医療センターが資金配分を行う場合を含む)は、当該資金配分機関は当該通知を厚生労働省本省に報告する。
- ウ) 本調査は、決定後相当の期間(例えば概ね30日)内に開始されるべきものとする。

② 調査体制

- ア) 調査機関は、本調査を行うに当たっては、当該研究分野の研究者であって当該調査機関に属さない者を含む調査委員会を設置する。この調査委員は告発者及び被告発者と直接の利害関係(例えば、不正行為を指摘された研究が論文のとおり成果を得ることにより特許や技術移転等に利害があるなど)を有しない者でなければならない。
- イ) 調査機関は、調査委員会を設置したときは、その旨及び調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に示すとともに、告発者及び被告発者が、調査委員会の委員の構成等についてあらかじめ調査機関が定めた期間内に異議申立てをすることができる旨、告発者及び被告発者に通知する。異議申立てがあった場合、調査機関は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交

代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

ウ) 調査委員会の調査機関内での位置づけについては、調査機関において定める。

③ 調査方法・権限

ア) 本調査は、指摘された当該研究に係る論文や生データ、実験・観察ノート等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請などにより行われる。なお、調査の実施に際し、被告発者に弁明の機会を与えなければならない。

イ) 被告発者が調査委員会から再実験などにより再現性を示すことを求められた場合、あるいは自らの意思によりそれを申し出た場合は、その再実験の実施が、調査機関における経費の確保等の問題により困難な場合を除き、原則としてそれに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）が調査機関により保障されなければならない。ただし、被告発者により同じ内容の申し出が繰り返して行われた場合において、それが当該事案の引き延ばしを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、当該申し出を認めないことができる。

ウ) 上記ア、イに関して、調査機関は、調査委員会の調査権限について定め、関係者に周知する。この調査権限に基づく調査委員会の調査に対し、告発者及び被告発者などの関係者は誠実に協力しなければならない。また、調査機関以外の機関において調査がなされる場合、調査機関は当該機関に協力を要請する。協力を要請された機関は誠実に協力しなければならない。

④ 調査の対象となる研究

調査の対象には、告発等に係る研究のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被告発者の他の研究をも含めることができる。

⑤ 証拠の保全措置

調査機関は本調査に当たって、告発等に係る研究に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。この場合、告発等に係る研究が行われた研究機関が調査機関となっていないときは、当該研究機関は調査機関の要請に応じ、告発等に係る研究に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。これらの措置に影響しない範囲内であれば、被告発者の研究活動を制限しない。

⑥ 調査の中間報告

調査機関が研究機関であるときは、告発等に係る研究に対する資金を配分した機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該資金配分機関に提出するものとする。また、当該資金配分機関が厚生労働省本省でないとき（国立試験研究機関及び国立高度専門医療センターが資金配分を行う場合を含む）は、当該資金配分機関は当該報告を厚生労働省本省に報告する。

⑦ 調査における研究または技術上の情報の保護

調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究または技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう十分配慮する。

3 認定

(1) 認定

- ① 調査委員会は、本調査の開始後、相当の期間（例えば概ね150日）内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割を認定する。
- ② 不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せてその旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- ③ ①又は②について認定を終了したときは、調査委員会は直ちにその設置者たる調査機関に報告する。

(2) 不正行為の疑義に対する説明責任

- ① 調査委員会の調査において、被告発者が告発に係る疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究が科学的に適正な方法と手続に則って行われたこと、論文等がそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。そのために再実験等を必要とするときには、その機会が保障される（IV 2（2）③イ）。
- ② ①の被告発者の説明において、被告発者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により証拠を示せない場合は不正行為とみなされる。ただし、被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由（例えば災害など）により、上記の基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。また、生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在が、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間や被告発者が所属する、または告発等に係る研究を行っていたときに所属していた研究機関が定める保存期間を超えることによるものである場合についても同様とする。
- ③ 上記①の説明責任の程度及び②の本来存在すべき基本的要素については、研究分野の特性に応じ、調査委員会の判断に委ねられる。

(3) 不正行為か否かの認定

調査委員会は、上記（2）①により被告発者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。証拠の証明力は、調査委員会の判断に委ねられるが、被告発者の研究体制、データチェックの方法など様々な点から故意性を判断することが重要である。なお、被告発者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定することはできない。被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いが

覆されないときは、不正行為と認定される。また、被告発者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在など、本来存在するべき基本的な要素の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないとき（上記（２）②）も同様とする。

（４）調査結果の通知及び報告

- ① 調査機関は、調査結果（認定を含む。以下同じ。）を速やかに告発者及び被告発者（被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下Ⅳにおいて同じ。）に通知する。被告発者が調査機関以外の機関に所属している場合は、これらに加え当該所属機関に当該調査結果を通知する。
- ② 調査機関が研究機関であるときは、当該調査機関は、①に加えて当該事案に係る研究に対する競争的資金等の配分機関に当該調査結果を通知する。告発等がなされる前に取り下げられた論文等に係る調査で、不正行為があったと認定されたときは、取下げなど研究者が自ら行った善後措置や、その措置をとるに至った経緯・事情等をこれに付すものとする（上記①の後段の場合も同様とする。）。当該資金配分機関が厚生労働省本省でないとき（国立試験研究機関及び国立高度専門医療センターが資金配分を行う場合を含む）、当該資金配分機関は当該調査結果を厚生労働省本省に報告する。
- ③ 厚生労働省本省以外の資金配分機関が調査したときは、当該資金配分機関は厚生労働省本省に報告する。
- ④ 悪意に基づく告発との認定があった場合、調査機関は、告発者の所属機関にも通知する。

（５）不服申立て

- ① 不正行為と認定された被告発者は、あらかじめ調査機関が定めた期間内に、調査機関に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- ② 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。この場合の認定については、上記（１）②を準用する。）は、その認定について、①の例により不服申立てをすることができる。
- ③ 不服申立ての審査は調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合には、調査機関の判断により、調査委員会に代えて、他の者に審査させることができる。
- ④ 不正行為があったと認定された場合に係る被告発者による不服申立てについて、調査委員会（③ただし書きの場合は、調査委員会に代わる者）は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに調査機関に報告し、調査機関は被告発者に当該決定を通知する。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とする調査委員